

# うきは市農業委員会第17回総会議事録

〔開催日時〕 令和7年7月10日（木）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画について

議案第5号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 非農地判断（非農地証明願）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

（出席委員）

会長 16番 佐々木 芳幸

副会長 15番 家永 学

委員 1番 樋口 美智子 7番 後藤 一善

2番 古賀 和妃郎 8番 尾花 里美

3番 山下 智 9番 野村 啓次

4番 樋口 幸代 10番 佐藤 康成

5番 内山 良江 11番 石井 信一

6番 上村 泰司 13番 熊谷 正二

14番 高浪 真次

欠席委員 12番 森 和正

（農業委員会職員）

課長 森山 益資 係長 石橋 浩二 主事 佐藤 光亮

+

- 会長 挨拶
- 事務局長 それでは議案審議報告に入らせていただきます。  
これよりは農業委員会規則により会長が議事進行をお願いしたいと思います。  
会長よろしくお願ひいたします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名人を4番委員5番委員さんにお願いしたいと思います。  
またこのあとは合同会議が控えておりますのでよろしくお願ひいたします。  
それでは農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号—1上程)
- 事務局 (議案第号朗読・説明)
- 議長 それでは分科会の説明を求めます。
- 分科会 こちらは面積が広くなっていますが、住宅建築をするなら一帯の農地を一緒に買ってくれないかという譲渡人から申出により、今回の申請にいたっております。周囲も新興住宅地ですので特に問題ないかと思います。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 13番 立地的には当該地の目の前が市道になっております。すでに水道も通っておりますので特に問題ないかと思います。皆様の審議をお願い致します。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。続きまして、議案第1号—2になりますが、議案1号—2と1号—3、また議案2号は関連していますので、合わせて事務局の説明を求めたいと思います。
- (議案第2号上程)
- 事務局 (議案第2号—1朗読・説明)
- 5番 先ほど事務局から説明がありました通り現在譲渡人が使用されている道路が私道により名義変更ができない為、自分専用の道路を作るということで申請地の一部を分筆し、道を作っております。また譲受人は既に住宅が建っている土地の一部に住宅の建築をするということで特に問題ないかとおもいます。皆様のご審議をよろしくお願します。
- 15番 先ほど事務局から説明がありました通り、譲渡人の娘とそのご主人が譲渡人の敷地内に住宅建築をされるということです。そのため共同での道の使用になるということで今回の4条と5条合わせての申請になっております。特に問題な

いかとおもいます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。この質疑は議案1号—2と1号—3、および議案2号の質疑をあわせて取らせていただきます。それでは質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案1号—2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

引き続き議案1号—3について賛成の方挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

引き続き議案2号について賛成の方挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

引き続き議案第3号3条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3—1号上程)

(議案第3号—1朗読・説明)

事務局 それでは担当委員の説明を求めます。

議長 3番 謙渡人が100歳と高齢で土地の管理ができない為、流動化を出していました。すでに管理ができるおらず荒地と化しています。謙受人は定年したため自家用で野菜を作りたく土地を探しており、今回流動化をみて話がまとまっております。特に問題ないかと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号—1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号—2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号—2上程)

(議案第3号—2朗読・説明)

事務局 議長 それでは担当委員の説明いたします。

15番 この土地に関しては先ほどの5条申請と4条申請にもありました土地で、住宅の進入路と共にこの申請地も購入してくれと譲渡人から依頼があり今回の申請にいたっております。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-3上程)

(議案第3号-3朗読・説明)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 この農地は、昭和57年に基盤整地した立派な農地になります。譲受人は72馬力のトラクターを購入しており、経営拡大していくということで特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号-3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-4上程)

(議案第3号-4朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2番 謙受人は以前から申請地の管理をしており、譲渡人は自分では管理できないため今回の申請になっております。問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号－5を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

(議案第3号－5上程)

事務局

(議案第3号－5朗読・説明)

議長

それでは担当委員の意見を求めるところですが担当が私ですので説明いたします。譲渡人は譲受人の兄ですが遠方に住まれているため、土地の管理の関係から妹へ贈与ということで今回の申請にいたっております。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号－5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3－6を議題としますが議案第3－7も関連しているため合わせて事務局の説明を求めます。

(議案第3号－6・7上程)

事務局

(議案第3号－6・7朗読・説明)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

13番

譲渡人と譲受人の自宅が隣同士で気心しれている関係だということで特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

4番

譲渡人の譲受人が隣同士だと言っていますが譲受人の住所は別の場所になっています。

事務局

はい、こちら申請地の隣同士の宅地が、譲受人のご実家なので現在譲受人は住んでいない状況です。

議長

そのほか質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号－6について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

議案第3号－7について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号－8を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号－8上程)

事務局 (議案第3号－8朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

15番 今回の申請地は住宅購入と共に取得ということで、こちらの農地は贈与になつております。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号－8について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第4号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号上程)

事務局 (議案第4号朗読・説明)

議長 はい、説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります。議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで市長に報告いたします。

それでは議案第5号うきは市農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局の説明をもとめます。

(議案第5号上程)

事務局 (議案第5号朗読・説明)

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

それでは採決に入ります。議案第5号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで市長に報告いたします。

それでは議案第6号非農地判断（非農地証明願）についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

(議案第6号上程)

事務局 (議案第 6 朗読・説明)  
議長 それでは分科会の意見を求めます。  
分科会 今回の申請地は 30 年弱このような状態ということで特に問題ないかと思います。  
議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
4 番 この申請人はこの土地を田んぼとして税金を支払っていたのですか?  
事務局 それに関しましては税務課に確認しないとわからない部分になります。  
現在非農地判断をする土地につきましては、既に課税が変わっている場合を農業委員会では一つの基準としています。今回については一部が農地ではない状況でございますが、大部分は農地というところですので恐らく農地課税ではないかという風に考えます。  
議長 そのほかに質疑がある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。  
それでは採決に入ります。議案第 5 号について賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
議長 全員賛成ということで非農地として市長に報告いたします。  
それではこれより報告事項にしたいと思います。  
(報告第 1 号上程)  
事務局 (議案第 1 号朗読・説明)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事錄署名者

印